

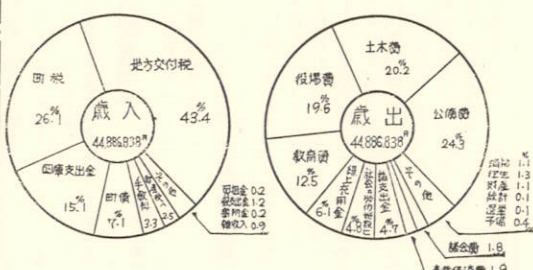


発行人 西字和郡伊方町 集刊部 伊方町総務課 印刷部 伊方町印刷部 電話 南字二七六番

新年度豫算成る

三月定例議会

去る三月二十二日、伊方町定例議会、昭和三十一年度豫算案を審議し、翌二十三日閉会した。新年度豫算は本町としても財政再建の途上にある関係上、相当に緊縮されたもので、予算総額九千九百九十九万五千四百八十九円に引き上げられたものとなつた。その概別予算額を示す次の通りである。



町村制と地方自治

町長 林 満 繁

最近、ある若い人々の会合で町村制と地方自治について質問されました。「明治の欽定憲法下の町村という意味のことを答えて制では町村は単に国の下部機関であつて、つまり国に從属してゐたのです。昭和の日本国憲法下にあつては所謂地方自治で法によつて獨立してゐるわけですが、従つて自治も自分で自分を治めるのですから大きな自由が与えられたと云えます。このことは日本の行政史上では大正憲法以来更に大げさに云えば、神武以来「明治の欽定憲法下の町村」といふ意味のことを答えて

地方自治法第二條第三項の「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者に健康及び福祉を保障し、安全、健康及び福祉を保障すること」とあり、以下二十項にわたつて義務が規定されています。これを一つ一つ行つては大きな自由を興えられた町村は、それだけ大きな義務を負つなければならぬ。自由即ち権利の主眼は同等の質、量の義務を伴うものだからです。地方自治法第二條第三項の「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者に健康及び福祉を保障し、安全、健康及び福祉を保障すること」とあり、以下二十項にわたつて義務が規定されています。これを一つ一つ行つては大きな自由を興えられた町村は、それだけ大きな義務を負つなければならぬ。自由即ち権利の主眼は同等の質、量の義務を伴うものだからです。地方自治法第二條第三項の「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者に健康及び福祉を保障し、安全、健康及び福祉を保障すること」とあり、以下二十項にわたつて義務が規定されています。これを一つ一つ行つては大きな自由を興えられた町村は、それだけ大きな義務を負つなければならぬ。自由即ち権利の主眼は同等の質、量の義務を伴うものだからです。

「ぐれん隊や暴力団を道放しと協力して下さい。」「去年末から全国的に暴力団に対する取締りが強化され、その結果最近では暴力団の発生は減少し、しかも一時的な取締りにより完全に手を引くとはいへませんが、皆さんにおかれても次の事に注意して下さい。

- ### 暴力を道放ししよう
- 1 町税 一、七三二
 - 2 地方交付税 一九、五〇〇
 - 3 財産収入 一、一三三
 - 4 負担金 七九
 - 5 使用料及手数料 一、四八一
 - 6 国庫支出金 六、七六九
 - 7 国庫補助金 五、六四四
 - 8 寄附金 一、〇
 - 9 雑収入 四三二
 - 10 町債 三、二〇〇
- 計 四四、八八六

- ### 青年団総会
- 四四、八八六
- 1 議金費 八一一
 - 2 役場費 八八八
 - 3 消防費 四八五
 - 4 土木費 九〇五七
 - 5 災害対策 五〇
 - 6 失火対策 八、五六一
 - 7 その他 四四四
 - 8 教育費 五、六一五
 - 9 小学校費 三、一六八
 - 10 中学校費 一、四七一
 - 11 社会及労働施設費 九七五
 - 12 保健衛生費 一、四四五
 - 13 産業経済費 五八八
 - 14 財産収入 八五三
 - 15 統計調査費 一三
 - 16 選挙費 四六
 - 17 雑費 一〇、九〇三
 - 18 諸支出金 二、〇九六
 - 19 雑費 二、七三三
 - 20 雑費 二、〇〇

漸増する自衛官志願者

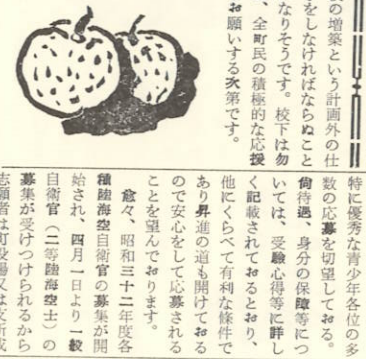
自衛隊愛媛地方連絡部では、昭和三十一年八月同連部開設以来昭和三十一年二月末まで二回に亘つて、県下の自衛隊員の募集を実施したが、特に一般(二等陸海空士)自衛官の応募状況については次のように発表された。

- これによると、一般の部では応募総数(陸海空を含む)一九七九名で、入隊及び入隊予定者は陸上が五八九名、海上が二三名、航空が四二名となり、愛媛県の特選優秀な青少年各位の多数の応募を切望してゐる。併せて、身分の保障等については、受検心得等に詳しく記載されておるとおり、他にくらべて有利な条件であり昇進の道も開けておることを望んでおられる。愈々、昭和三十一年度各種陸海空自衛官の募集が開始され、四月一日より一般自衛官(二等陸海空士)の募集が受けつけられるから志願者は町役場又は支所或

には巻かれる。「さわらぬ神にたたりなし」といつた考え方は、彼らがかつたり暴力団を目撃したときは、必ず届出して下さい。この場合よくいわれる「お礼参り」に対しては、けい察は被害届をした人、情報を提供してくれた人たちの秘匿は絶対に守ると共に身辺の完全保護に努めますから勇気を出して届出や情報を提供して下さい。二、料理店、飲食店、遊技場あるいは興行者が暴力団を用意に使用したり自車の整理をやらせたり、借金を立て、家屋の立退き要求など彼等を利用しようとするときは暴力団の存在を認めることになり、さらにその暴力を強大にさせるものでありますから、このような考え方を改めましょう。

は直接県内地方連絡部へ申込んで下さい。その他に海空幹部、海空曹等の募集も四月十五日より受け付けられますので、詳細は町役場係までお問合せ下さい。

- ### 消防団長に重岡氏
- 高月消防団長以下副団長等の任期満了により、後任の正副団長を選任するため、去る四月二十二日新しい分団長による分団長会が開かれ、団長に重岡大守氏、副団長に井上鶴敏、山本長松、下向秀雄、茅田一各氏を推せんことに決定。四月一日にさかのぼつて町長より任命されました。なお新しい分団長は次のとおりです。
- 第一分団 宮藤 弘美
 - 第二分団 門田 裕明
 - 第三分団 龜井 義雄
 - 第四分団 藤堂 勉
 - 第五分団 西田 一夫
 - 第六分団 三好 幸春
 - 第七分団 宮部 恵
 - 第八分団 阿部泰太郎
 - 第九分団 上野 幸義
 - 第十分団 辻 利安
 - 第十一分団 清家 一俊
 - 第十二分団 渡辺 一満
 - 第十三分団 橋 敬由
 - 第十四分団 久保 富男
 - 第十五分団 上口 久志
 - 第十六分団 古田 増夫
 - 第十七分団 井上 昭英
 - 第十八分団 佐々木重実
 - 第十九分団 中田 一崇
 - 第二十分団 竹上 耕一



募集賞懸一タスタポ連国 第四回

日本国際連合協会

趣旨 日本国際連合協会として全国の学生生徒及び一般を対象に国連思想の普及を目的とする。

応募規程

- 一、応募資格 小学校児童、中学生、高校生、高等学校生徒及一般とする。
- 二、内容 タスタポには国連の精神を表はす文字その他を適当に挿入して国連協力、世界の平和を表現したもの。
- 三、大きさ、色彩 作品の大きさは、小学生は新聞紙半頁大としその他は、新聞紙一頁大とし、色は五色以内とし、絵具、タレインの種類は自由とする。
- 四、作品送付先及締切期日 六月末日までに、伊方町役場若しくは、松山市一番町県企画課課内。
- 五、その他 応募作品には、住所氏名年齢職業を明記のこと。学生生徒の場合は、学校名学年を明記すること。詳細は役場係迄。

自衛官募集

昭和32年度第一次

満十八才以上二十五才未満の者詳細は町役場迄

自衛隊 愛媛地方連絡部

